

「指定医薬品※」表示削除のご案内

謹啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当社商品に格別のご高配を頂き、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、下記のとおり指定医薬品の包装表示及び添付文書に表示しております「指定医薬品」の表示を削除いたしますのでご案内申し上げます。

今後ともなお一層のご愛顧を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

謹白

2009年5月

久光製薬株式会社

記

■ 変更内容

● 個装ケース・ラベル等販売包装単位に表示した「指定医薬品」の表示を削除いたします。

平成18年6月14日法律第69号「薬事法の一部を改正する法律」により薬事法が改正され「指定医薬品」の規制区分が廃止となります。(平成21年1月7日政令第1号により施行期日は平成21年6月1日と定められています。)

薬事法第50条に医薬品の直接の容器または直接の被包への表示事項が定められておりますが、「指定医薬品」の表示は含まれておりません。これまで個装ケース・ラベル等販売包装単位に規制区分として「指定医薬品」の表示を自主的に行っておりましたが、2009年6月以降製造出荷する商品より順次この表示を削除させていただきます。

また添付文書に表示しております「指定医薬品」表示も同時に削除させていただきます。

なお、指定医薬品の表示削除のみの変更は、品目ごとのご案内はいたしませんので、ご了承下さい。対象商品につきましては、下記一覧表をご参照下さい。

■ 対象商品 (五十音順)

販売名	販売名	販売名
アドマック関節注25mg	ソルベガクリーム0.05%	ベシカムクリーム5%
インドメタシン坐剤25	ソルベガゲル0.05%	ベシカム軟膏5%
インドメタシン坐剤50	ソルベガ軟膏0.05%	ボナフェック坐剤25
エクラークリーム0.3%	ツロブテロールテープ0.5mg「HMT」	ボナフェック坐剤50
エクラー軟膏0.3%	ツロブテロールテープ1mg「HMT」	メファキン「ヒサミツ」錠275
エクラープaster20 μ g/cm ²	ツロブテロールテープ2mg「HMT」	モーラステープ20mg
エクラーローション0.3%	ナポールSRカプセル37.5	モーラステープL40mg
エスクレ坐剤「250」	ナポールゲル1%	モーラスパップ30mg
エスクレ坐剤「500」	ナポールテープ15mg	モーラスパップ60mg
エスクレ注腸用キット「500」	ナポールテープL30mg	リザスト錠3mg
エストラーナテープ0.72mg	ナポールパップ70mg	ルーフルゲル0.05%
L-キサル顆粒500	ナポールパップ140mg	ルーフル軟膏0.05%
カルデミン錠0.25 μ g	ヒルネート関節注シリンジ25mg	ルピアール坐剤25
スベリア錠200	ブランサスシロップ1.5%	ルピアール坐剤50
スベリア内用液8%	フレックステープ70mg	ルピアール坐剤100
ズーム		

46品目が対象となります。

※指定医薬品:薬種商販売業者が販売してはならないものとして薬事法第29条の規定に基づき指定された医薬品